

男鹿市オープンデータ利用規約

本ページのコンテンツの利用について

本ページで公開している情報（以下「コンテンツ」といいます。）は、どなたでも以下の第1条～第6条に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます。商用利用も可能です。また、数値データ、簡単な表・グラフ等は著作権の対象ではありませんので、これらについては本規約の適用はなく、自由に利用できます。

第1条（出典の記載）

(1) コンテンツを利用する際は出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。

（出典記載例）

出典：男鹿市ホームページ（当該ページの URL）

出典：「〇〇動向調査」（男鹿市）（当該ページの URL）（〇年〇月〇日に利用）など

(2) コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。なお、編集・加工した情報を、あたかも男鹿市が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

（コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例）

「〇〇動向調査」（男鹿市）（当該ページの URL）を加工して作成

「〇〇動向調査」（男鹿市）（当該ページの URL）をもとに〇〇株式会社作成など

第2条（第三者の権利）

(1) コンテンツの中には、第三者（男鹿市以外の者をいいます。以下同じ。）が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有しているコンテンツや、第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権、パブリシティ権等）を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。

(2) コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は利用者の責任において確認してください。

(3) 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

第3条（本規約が適用されないコンテンツ）

(1) 以下のコンテンツについては、本利用ルールの適用外です。

ア 組織や特定の事業を表すシンボルマーク、ロゴ、キャラクターデザイン

イ 具体的かつ合理的な根拠の説明とともに、別の利用ルールの適用を明示しているコンテンツ

第4条（準拠法と合意管轄について）

(1) 本利用ルールは、日本法に基づいて解釈されます。

(2) 本利用ルールによるコンテンツの利用及び本利用ルールに関する紛争については、秋田地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

第5条（免責）

(1) 男鹿市は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為（コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含む。）について何ら責任を負うものではありません。

(2) コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

第6条（その他）

(1) 本規約は、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。

(2) 本規約は、平成31年3月13日に定めたものです。本利用ルールは、今後変更される可能性があります。

(3) 本利用ルールは、本利用ルールは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示4.0国際 (<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja>) に規定される著作権利用許諾条件。以下「CC BY」といいます。) と互換性があり、本利用ルールが適用されるコンテンツはCC BYに従うことでも利用することができます。